

翻 訳

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(47)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (47)

フランス近代法研究会

Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

結 論

フランス国内の土地の解放と分割—フランス革命から利益を得た者：ブルジョワと農民—
社会的および政治的諸帰結

フランス革命は、主権を君主から人民に移行させたように、土地所有権を、旧体制（アンシャン・レジーム）下の教会および貴族から富裕層と新たな農民に移譲させた。社会秩序の面からすれば、革命は、とりわけ土地の解放であり、分割であった。

土地は、(封建諸勢力に対して) 隷属的であった。フランス革命は、土地を自由にしたのである。革命は、何らの補償もなく、すべての領主特権から、一定の非領主的諸権利からも土地を解放した。絶え間のない展開により、革命は、旧所有者を犠牲にして不当にも新所有者を優遇するところまで達した。革命は、(補償という意味での) 買戻しなしに十分の一税から土地を解放した。これは、所有者だけを利するものとなり、単なる耕作者や小作人、労務者にとっては不利に働いた。彼らは、何らの代償もなく、十分の一税に代えて信仰上の支出に供されるものを負担しなければならなかった¹。古い隷従関係の再来は未来永劫排斥される。地上定期金 (les rentes foncières) のような永続的でかつ買戻し不可の物権はもはや存在しない。ごく少数ながら存続する物権は、用益権、抵当権、そして土地上の一定の便益

¹ 小作人は、十分の一税相当額を所有者に支払わなければならない。1791年3月11日=4月10日のデクレ第1条。Cf. *Les officiers municipaux de la ville et cité de Cambrai à l'Assemblée nationale*, Arch.nat., D_{XIX} 27(n° 407): 「土地所有者は、唯一この税の恩恵に浴し、自らが負担することはない。そして、所有者が、十分の一税の納付額を限度として賃料を増額すればするほど、耕作者は、ますます土地から利益を引き出せなくなるだろう。したがって、十分の一税を犠牲にしたのは、小作人のためではなく、もっぱら土地所有者のためである。」(原書 240 頁 1)

に帰着させられたが、決して永続的ではなく、その客体となる土地のみにその効力が及び、人に対して何がしかの給付行為を強制することはない。

土地は、その半分が、約 2600 万人の国民のうち、20 万人または 30 万人の個人によって所有されていた²。少なくとも 4 分の 1 は、団体が所有していた。たとえば、聖職者、王権、農村共同体など。多くの土地は、流通を免れ、所有者の増加および農業の進歩を妨げていた。革命は、団体に属していたほぼすべての土地の所有者は国家であると宣言し、これらを分割した³。財産の細分化を確実なものにし、さらにそれを増すために、革命家は相続制度を考案した。相続制度は、相続者間の絶対的平等、遺言のほぼ全面的禁止、富裕な者への贈与の禁止により、社会的平等化の強力な手段となった。もし、事実上、大きな不平等が残存し続ければ、法的な平等が言葉だけのものになってしまうからである。

旧社会の特権階級の破滅から利益を得たのは、ブルジョワと農民であった。

領主制の廃止は、ブルジョワよりはるかに広大な土地を保有していた農民に利益をもたらした。たがいに競合する土地保有者が、突然すべての領主的諸負担から解放された。彼らは、法律が廃止されたわけでもないのに、1789 年と 1790 年の 10 分の 1 税と諸税を支払わなかった。アーサー＝ヤングは、この恩恵を 8 億リーブルと見積もっている⁴。最後に、彼らは食糧価格の高騰からも利益を得た。ごく普通の小作農はどうかといえば、地主がすぐに一層重い地代（ラント）を課すつもりであったとしても、小作農は、物価の上昇により、自分たちの立場がこれまでよりずっと恵まれた状況に置かれており、さらに国有財産を手に入れることもできた。これは、農業立て直しと農民の地位を向上させるまさに予期しない幸運であった。

国有財産の分割は、ブルジョワと農民にとっては有利であるが、ブルジョワの方がはるかに有利である。何よりも、ブルジョワは、最良の土地を取得し、結束力の強い農民の集団

² すべての信頼できる統計は、革命前のフランスについては欠けており、現代の仮説に基づく全くの概数にすぎない。

³ 革命家たちは、行なうべき変革に関して一つの非常に明確な意識を持っていた。Cf. Regnaud de Saint-Jean-d'Angély (disc. au Corps législatif, 4 germ. an VIII). A.P., 2^e série, I, 510: 「もし大土地所有者の数が減少したのであれば、小土地所有者の数が著しく増加したことは疑いのない事実である。」「フランス革命の成果の一つは、以前は単なる無産者であり、金持ちの土地を苦勞して耕していた多くのフランス人を、人並みの幸福な小土地所有者に変えたことであった・・・」いくつかの県知事の統計において正確な情報が見出されるであろう。Cf. celle du département du Nord par le préfet Dieudonné, 1804, 3 vol, in-8, Bibl. nat., LK¹ 655. ノール県ドゥエ郡では、大きな農場が存在していた。「フランス革命以前は、それらの農場は、数においても広さにおいてもかなりのものであった。国有地の区画ごとの売却は、これらを減少させた。」T.I, p.486.—Arrondissement de Camrai, ibid. 「フランス革命以前は、この地域の土地の 3 分の 2 は、聖職者団体に帰属しており、農場も一般的に大規模なものであった。212 から 248 ヘクタールが一般的であった。現在、広さは 20.25 ヘクタールから 100 ヘクタールまでの間である。そのうち、前者程度のものが最も多くを占めている。」(以上、原書 241 頁 1・2)

⁴ Young, Lesage 訳 II 巻 440 頁。

に比べればフランスではほんの一握りの人間であった。共同利用地の分割に関しては、それは少数の自治体でのみ行われ、地域や状況に応じて非常に異なる結果をもたらした⁵。

土地の解放と分割、すべての産業の不振は、国民の経済活動を農業に向かわせた。そのことから、革命の下では、土地所有の重要性が導かれる。それは、あらゆる社会経済の基盤であり、また政治秩序の基礎でもあった。革命家たちは土地所有権を保護し、尊重し、必要な安定性を与えようとした。この新しい所有権は、封建領主制を崩壊させ、同業者組合や（亡命貴族ら）祖国の敵が有していた所有権を打倒した废墟の上に打ち立てられたものだから、革命家たちは、そのあらん限りの権力を行使し、自己の財産を没収された者らの攻撃や、何も持たない者らの（財産への）渴望に対して新しい所有権を擁護した。国家は、所有者に対し、自らが認めた諸権利を保障した。国家は、国民公会のもとで所有者らの安全を確保し、社会から国家が付託された実力の一部を彼らに分け与えたのである。今度は、国家を必要とする所有者はどうかと言えば、自らその国家を支援し、国内の治安とこの革命で編成された軍隊の擁護者となった。革命は、市民的平等と市民的自由のほか、所有者に対し、もっと実質的でさらにもっと値打ちのある財産を手に入れさせた。所有権、この（所有権に裏付けられた）自由は目に見えるものとなった。国家は、新しい所有者らによって支えられ、所有者らは、国家によって支えられた。国家が傾けば、所有者らの新たな階級、ブルジョワと農民は、不安になり、動揺するだろう。新たな階級は、財産の没収、略奪、アンシャンレジームへの全面的または部分的回帰を恐れるだろう。彼らは、自分たちを安心させ、危険から守ってくれる非常に強い権力の必要を次第に実感するようになるだろう。土地革命は、社会の気質そのものまで変貌させてしまったのである。

この後は、「第二部 人と家族 (Les personnes et la famille)」(原書 245 頁～324 頁)に続くが、その部分については、当研究班は発足当時、この部分から翻訳することとし、大東法学第三巻第一号から第八巻第一号に掲載した(その経緯については第三巻第一号 98 頁参照)。その後、当研究班は、原書の巻頭「序 (INTRODUCTION)」に戻り、翻訳を継続し、大東法学第八号第二巻から第二三巻第一号まで、および法学研究所所報第 35 号から第 40 号まで掲載してきた(原書 1 頁～244 頁)。

これ以降は、すでに翻訳済みの「第二部 人と家族」を飛ばして、「後編 (DEUXIÈME PARTIE)」(原書 325 頁)から続けることとする。なお、脚注についてもあらたに 1 から始めることとした。

⁵ Dieudonné, *statistique*, t. 1, 299 et suiv. Avesnes 郡では良い結果であった。区画ごとの分割は、共同利用地を生産的な土地に変えた。Cambrai, Douai, Lille 地区では、土地改良は一般的ではなかった。一部の沼地は無視された。そこは 1804 年には水面下であった。(以上、原書 242 頁 1・2)

後編（1795年—1804年）

1789年から1795年まで、民法は、大革命の啓蒙哲学的な大原則、すなわち自由と何よりも平等によって常に推し進められた。その哲学的精神は、1795年以後次第に伝統を尊重する法的精神に譲歩し、差別と特例がもたらされるようになる。家族においては権威を復活させるためにかつての法律をよみがえらそうとする。同様に、国家においては、まさに平等を犠牲にし、旧土地制度という遺制を再興し、当時知られていなかった国家の諸権利を再生しようとする。次第に、権威、不平等および徴税が、自由、平等および個人に対する国家の寛大さにとって代わるようになる。

第1章 革命期立法の遡及効の廃止

パンフレットによるキャンペーン—国民公会における審議—遡及効の廃止

革命期の法は、法律の遡及的効力を実際に導入した。革命家たちは、自然法に従うために実定法を廃止する。実定法は決して遡及的効力をもたないが、自然権はまさに消滅時効にかからない性質をもっているから、自然法の効力は、欲する限り遡及することが可能である。そもそも、遡及的効力が広範囲にわたり生じないとするならば、革命にどんな意義があるだろうか。1789年7月14日以来、国民公会の議員たちにとって、新しい法律は理念に基づいて立法されてきた。それらの法律は、実際にはその日までに立法されていなかったが、人間が行うことにはすべて遅延が生ずるものであるから、立法が遅延したことの責任も人が負うべきである。立法者は、立法の遅延を新しい法律の遡及的適用によって補った。しかし、長い間、その説明が支持されることはありえなかった。法律の遡及的適用は、あらゆる立法に反する原則なのではないのか。そして、旧法は、他の法律によって廃止される日まで有効とすべきではなかったか。それゆえ、革命政府が廃止されるやいなや¹、人々はすべての遡及的法律を取り消すよう、ますます騒ぎ立てることになろう。革命暦2年熱月9日以降、それは、パンフレットと請願書の洪水となって現れた。一方は、父親および長男によるものであり、他方は、次男以下および娘たちによるものであった。前者は、実定法の諸原理に訴えた。「社会は、自然法ではなく、実定法によって支配されるべきである。」「自然法の原理に反することを認識すべきであったという口実で実定法に従った市民に制裁を課すことは、市民であったことを理由に彼に制裁を課すことであり、すべての法律の目的及び効力を失わせることであり、社会秩序を脅かすことである。」¹ そうではない、と弟たちと娘たちは言う。この遡及効は断じて不正なものではない。革命期に制定されたすべての法律は、遡及的に適用されたではないか。「国民と国家を再生すること、法律に遡及効を持たせること、この二つの考えは、本来不可分のものであるから一方が他方なくして存在することも、また理解することも不可能である。²」革命においては、遡及効は、もはや犯罪などではなく、「深い見識と正義の行いである。」相続法を取り消すことになれば、それは、フランスに2つの正義を生み出し、大革命の根本的な成果を台無しにすることになるであろう。また、それは、返還

¹ AD_{xviii} c,t.326,pièce 36.

² *Le dernier cri des cadets*, id., pièce 30. (以上、原書326頁1・2)

請求を引き起こし、遡及効を打ち消すために、新たにまた反対方向の遡及効を作り出すことになる。「立法者よ、否であります。と弟たちは声を上げる。あなたがたは、今、公正な人たちのだからこれから先も非人間的な振る舞いはなさないでしょう。自然、正義、恩義、これらすべてが、弟たちに有利であることを強く求めております。彼らの苦痛、労苦、流された血が、われわれの勝利と征服に寄与しているのは、これらの動機に結びついているからであります。そうであれば、これほど多くの声に耳を傾けないわけにはいかないであります。』³

しかしながら、国民公会の議員は、革命の成果のすべてを残そうと望んでいたから、遡及効をもつ法律の取消しも認めなかった。共和暦3年花月5日(1795年4月24日)、メルラン・ド・ドゥエは、国民議会で雪月法の制定に至る事情について詳述し、1789年7月14日まで遡及する法律は、エロー・ド・セシェル²によって発案されたことを暴露した。彼は同法により、8万リーブルの定期金収入を得ようとしていた。そこで、カンバセレスとチュリオは、この法律は悪法だと判断し、委員会は、霧月5日の最初の法律案を修正し、改良するための後任の委員の一人をやつとのことで見つけ出したと語った⁴。この演説は、確かに大きな反響をもたらした。そして、同日「国民公会は、相続に関する雪月17日の法律に基づく遡及効を契機として提起されたすべての訴訟あるいはそれによって開始された手続の停止を命じるデクレを出した⁵」。この問題は立法委員会に付託された。共和暦3年收穫月2日(1795年6月20日)、委員会の報告者ランジュイネは、同委員会の名において相続法における遡及効を糾弾するまでに至った⁶。彼は霜月と雪月の法律を「遡及効のある真の農地法であり、独裁者らによって考えられたもっと壮大なシステムの最初の試みである」と叫んだ。さらに「彼らは、付け加えて次のように主張する。それは自然法への回帰である。しかし、自然法への回帰という漠然とした言葉を利用して、今日まで社会的取引を支配し、相続法秩序を規律し、市民同士の関係を定めてきたすべての実定法を覆すことが許されるとしたならば、私たちが陥るであろう混沌を恐れない者がいるであろうか」。「自然法について語られているが、相続法秩序は人間の仕業であることに、注意が払われていない⁷」。カンバセレスに言わせれば、遡及効は、「原初の法、自然から授かる法が問題となるときには全く適用さ

³ ADXVIII c.t. 326, pièce 33.

⁴ *Moniteur*, XXIV, 307. この委員とはベルリエのことである。エロー事件については以下を参照。*Journal des Débats* (5 flor. an III), n°942. メルランに対する反論は、Bertin d'Andilly, juré au trib. crim. du dép. de Paris, ADXVIII c. 326, pièce 33, à la fin.

⁵ *Duvergier*, VIII, 117.

⁶ ADXVIII c. 326, pièce 19.

⁷ *Ibid.*, pp.5-8 (以上、原書327頁1・2・3・4・5)

れない」ものであった。ランジュイネは、所有権と相続法秩序を社会的実定法的な創造物とみなす正真正銘の革命法学説に感化され⁸、巧みにカンパセレスの主張に反駁し、共和暦2年のデクレを起草した者たちを自己矛盾に陥らせた。そして、相続制度を法律（実定法）の上に丸ごと基礎づけたあとになって、自然法への回帰により、遡及効を正当化することの不調和を強烈に説いた。（共和暦2年）雪月の法律の取消しに伴う諸困難に関しては、ランジュイネはほとんど気にもかけない。何より不正義を改めなければならないというのだ⁹。かくも激しいこの演説に対しては、ヴィルタールが応酬することになった¹⁰。なぜ、富裕な長子の利益のため、祖国愛に燃えた弟や妹を丸裸にしてしまうのか。遡及的に適用される法律を取り消すことは、反革命家らの期待を活気づけることになるであろう。国民公会はその成果に触れるべきではない。彼が言うには、「自由の反対方向へと歩むことにより、あなた方は、雪月17日の法律が分散させた財産を、巨万の富、すなわち、確実に不毛で、おそらくは国民公会にとって危険なものに変質させてしまうだろう。…あなた方は、あなた方の政府の友、その擁護者から財産を強奪し、正直なところ、大多数があなた方の敵の中に含まれる人々であったにもかかわらず、それらの者を富ませる結果となるだろう。そして、あなた方は、おそらく自らを成功に導く手段を（革命に対して）抗う手段に様変わりさせてしまうだろう。」¹¹ 「これらの法律は好ましいものであるのに、彼らは、それを忌まわしいものだとみなし、農業制度の試みとして検討しようとしている。しかし、誰もが知っているように、国民公会は、農業革命を実行し、財産の平等な分割を確立しようとする考えを持ったことはなかった。それは、国民公会の法律に反対する者が好んでもあそぶ空想的なこけおどしにすぎない。」議会は、遡及効をもつ法律を取り消すために、あらゆる策を講じる用意のある陰謀家やノルマンディーの弁護士たちに取り囲まれていた。これらの人々の努力のほかに、すべての法律を不安定なものとし、国民が自ら得た法律を当てにできないことを、国民に説得しようと欲する反革命家たちの努力が加わった。¹² 国民公会は、繰り返し法案を上程した。しかし、ついに譲歩した。共和暦3年実月9日（1795年8月26日）、国民公会は、立法委員会の報告に基づき、共和暦2年霧月5日および雪月17日の法律はそれぞれの公布の日からのみ効力を有する旨を命じた¹³。しかし、これらの法律は、すでに多くの事案に適用されて

⁸ AD_{XVIII} c., 326, p.9.

⁹ Ibid., p.14.

¹⁰ Ibid., pièce 21 (séance du 14 therm. an III = 1^{er} août 1795).

¹¹ Ibid., p.10. (以上、原書328頁1・2・3・4)

¹² AD_{XVIII}c.326に掲載されているすべてのパンフレットの中から、アンゴという署名入りのパリ市民からルーアン市民宛ての書簡（共和暦3年雪月20日付け）を見よ。

¹³ *Duvergier*, VIII. p.304.

いた。実月9日のデクレが、今度は（それらの法律が公布日から施行されるという意味での）遡及効を有することになるだろう。雪月のデクレに基づきすでに履行された行為があったり、財産を剥奪された個人がいたりしたので、共和暦4年葡萄月9日(1795年9月25日)のデクレは、自己の権利を回復するものは、その財産を現状のまま取り戻すことができる旨を規定し、その法的な地位を規律しようとした¹⁴。但し、損害賠償請求をすることはできない。さらに一歩進め、第三者と行ったすべての取引に遡及効を適用し、それを取り消すまでには至らなかった。実月9日のデクレは、やむなく遡及効の制限を受け入れた。かくして、法律の遡及効という革命の原理は、立法政策から排除された。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、1960年）、J.ゴデショ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、1989年）、*Grand Dictionnaire universel du XIX e siècle. Petit Robert II Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.*を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。

訳注

① 「革命政府」(gouvernement révolutionnaire) 1792年8月10日、王権が停止され、国王に執行権を授権した1791年9月3日の憲法に代わる新しい憲法が制定されることになった。このため、男子の普通選挙による国民公会が召集され、第1回国民公会（同年9月21日）において王政の廃止が決議された。しかし、共和政体を前提とする憲法の制定は、翌1793年（共和暦1年）8月4日まで待たなければならなかった。しかも、この1793年の憲法は、反革命諸勢力との対外戦争の最中であって「平和が到来するまで」施行が延期され、1794年7月27日（共和暦2年熱月9日）、ロベスピエールたちを失脚させたいわゆるテルミドールの反動により、一度も適用されることなく葬り去られてしまった。そして、1795年8月22日（共和暦3年実月5日）、改めて新憲法が制定され、この1795年の憲法が、同年10月27日から施行される。この間（1792年8月10日の王権停止から、国民公会が解散する1795年10月26日まで）、フランスは、憲法不在のまま統治されていたことになる。この戦時期の暫定的な臨時政府という意味での「例外的政府（gouvernement d'exception）」が、後年、「革命政府」と呼ばれるようになった。極端なまでの権力集中を最大の特徴とする「革命政府」が、国民公会から任命された公安委員会（Comité de Salut public）を中心

¹⁴ Duvergier, VIII, p.354. (以上、原書329頁1・2・3)

にして、蜂起したパリ住民の自治組織を後盾にしたジャコバン派の独裁を可能にしたことは周知のとおりである。

② エロー・ド・セシェル (1759 - 1794) 「フランス革命年代記」(瓜生洋一ほか訳) 249 頁の人名小辞典にエロー・ド・セシエルの記述がある。まずこれを見られたい。「プチ・ロベールⅡ」辞典から、これに付け加えるとすれば、1793 年ジロンド派の主たるメンバーの追放を決めた議会の議長であったこと(1793 年 6 月 2 日) ぐらいか。次にミシュレの「フランス革命史」(下)(中公文庫版)から、エロー・ド・セシェルに関する記述をいくつか拾いだすと彼のシルエットが見えてくる。「・・・かつては王妃の寵を受けた高等法院議員、いまはダントンの友のエロー・ド・セシェルが議長席に着く。・・・」(同書 125 頁)。「・・・この芝居気たっぷりの男は威儀を正して国民公会の先頭に立つ。」(同書 132 頁)。「公安委員として選出された三人の委員は、頭は空っぽのエロー・ド・セシェルをはじめ・・・」(同書 141 頁)。「・・・さらに 17 日、エロー・ド・セシエルの逮捕。二人は亡命貴族の疑いのある人物の助命を企て、エローは王党派の美女を身边から放さなかった、というのだ。」(同書 236 頁)。そして、エローの最期については、箕作元八「仏蘭西大革命史」(四)から引用する。「エロー・ド・セシェルは、その姓名と併せて革命前の身分につき尋問せらるるや、『余は、マリー・ジャン (Marie - Jean) と称す。聖者の中にもあまり目立たぬ者なり』と答えたり。」(同書 198 頁)。「エロー・ド・セシェルは、さすがに被告中の貴族の人物らしく、始めより終わりまで沈着を示し、毫も未練らしく悪びれたる態なかりき。・・・かくていよいよ最後の運命の迫れる際にのぞみても、彼はますます沈着にして顔色もいきいきと美しく輝き、少しも畏怖の状なく、まことに立派に見えたりといえり、・・・」(同書 202 頁)。

代表 加瀬幸喜 (大東文化大学法学部教授)

今村与一 (横浜国立大学名誉教授)

貴田 晃 (大東文化大学名誉教授)

白石裕子 (大東文化大学名誉教授)

森田悦史 (国土館大学法学部教授)